

第1回官民データ活用推進基本計画実行委員会  
データ流通・活用ワーキンググループ  
議事録

1. 日 時 平成30年7月31日(火) 10:00 ~ 12:00

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3. 議 事

- (1) 開会
- (2) データ流通・活用ワーキンググループの運営について
- (3) データ流通・活用に関する動向について
- (4) 各府省における取組状況について
- (5) 意見交換
- (6) 閉会

4. 配付資料

- 【資料1-1】 データ流通・活用ワーキンググループの開催について
- 【資料1-2】 データ流通・活用ワーキンググループ構成員名簿
- 【資料2】 データ流通・活用ワーキンググループの運営について(案)
- 【資料3】 データ流通・活用に関する動向
- 【資料4-1】 「情報銀行」の社会実装に向けた取組(総務省)
- 【資料4-2】 データポータビリティに関する調査・検討について(経済産業省)
- 【資料4-3】 マイナポータルを通じた特定健診データの提供等に関する検討状況(厚生労働省)

## 5. 出席者

### 【データ流通・活用ワーキンググループ構成員】

中央大学大学院 法務研究科 教授 安念主査  
東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 宍戸構成員  
慶應義塾大学 総合政策学部 教授 新保構成員  
一般社団法人 新経済連盟 事務局長 関構成員  
一般社団法人 日本経済団体連合会 専務理事 根本構成員  
東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授 橋田構成員  
東京大学 人工物工学研究センター 准教授 原構成員  
桜坂法律事務所 弁護士 林構成員  
一般財団法人 日本消費者協会 理事長 松岡構成員  
独立行政法人 国立病院機構 東京医療センター 名誉院長 松本構成員  
英知法律事務所 弁護士 森構成員  
慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 准教授 矢作構成員

### 【関係行政機関】

内閣府 総合科学技術・イノベーション会議事務局 福島参事官補佐  
内閣府 知的財産戦略推進事務局 仁科参事官  
個人情報保護委員会事務局 三原参事官  
金融庁 総合政策局 総合政策課 下田課長補佐  
総務省 情報流通行政局 情報通信政策課 飯倉調査官  
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 河野総括補佐(松田課長代理)  
観光庁 観光戦略課 秋田課長  
※事務局 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

### 【ゲスト(発表者)】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画 高木室長

### 【事務局】

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 三輪政府CIO  
内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 二宮副政府CIO  
内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 玉田次長  
内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 矢作次長

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 吉田参事官  
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 高田企画官

○吉田参事官 定刻ですので、ただいまから第1回「官民データ活用推進基本計画実行委員会 データ流通・活用ワーキンググループ」を開催したいと思います。

皆様、お暑い中、また、御多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本ワーキンググループの建付については、また、後ほど御説明いたしますけれども、事務局を務めさせていただきます、内閣官房IT総合戦略室の吉田でございます。山路の後任で20日の金曜日に着任いたしました。これから、どうぞ、よろしく願いいたします。

皆様には、御多忙の中、改めましてお集まりいただき、ありがとうございます。

本日、大橋構成員、それから、越塚構成員、柴崎構成員は御欠席との御連絡をいただいております。

それから、宍戸先生、根本構成員がいらっしゃいました、よろしく願いいたします。

当会議、これまでデータ流通整備検討会の下で開催をしておりました、AI、IOT時代におけるデータ活用ワーキンググループ、これを引き継ぐ形で開催させていただきます。

このワーキンググループは、改めての第1回の開催となりますけれども、主査として、引き続き安念先生の御就任をお願いいたしまして、御快諾をいただきました。

開会に当たりまして、安念主査より御挨拶をいただき、以降の議事進行を安念主査にお願いしたいと思います。

主査、よろしく願いいたします。

○安念主査 皆さん、おはようございます。御無沙汰しております。また、こうやってお目にかかれたのは、大変うれしく思っております。

この会議は、当面は、世の中でどういうことが起きているのかということ、まずは伺おうということでございますが、当会議らしく議論があらぬ方向へと展開していくことを大変楽しみにしております。

今日も、最初から小学校の教室みたいにざわついた感じで、なかなかいい感じで始まったなど、大変喜ばしく思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、タブレットの操作について事務局から御説明があります。

○高田企画官 皆さん、おはようございます。タブレットの操作について御説明申し上げます。

1番ウィンドーに個人、共有、発表というボタンがそれぞれございます。発表者というボタンは、発表者以外、きょう発表のある3省庁の方、事務局以外は関係ありませんので、押さないようにしていただければと思います。

画面の上の共有というボタンでございますが、こちらが発表者の方と同じ画面をずっと

見ていたいという方向けのボタンでございます。ですので、基本的には、あなた任せというところでございましたら、こちらの共有のボタンを押しておいていただければと思います。

それで、資料のほうを発表者ではなくて、自分のペースで見たい、あるいは自分の見たいところを見たいという場合は、ウィンドーの個人のボタンを押していただければ、本日の資料について、御自身の自由なところをご覧になれますので、そちらの方をご覧いただければと思ってございます。

疑問の点などございましたら、周囲で起立している事務局の担当者がございますので、手を挙げてお求めをいただければと思ってございます。

注意事項が1点ございます。左上のドアのアイコンがございますが、これは絶対に押さないように、よろしくお願いします。押してしまうと会議自体が終了してしまいますので、くれぐれもお願いをいただければと思ってございます。

本日は、据えつけのマイクではなく、ワイヤレスマイクを使わせていただきますので、御発言の際は、挙手をお願いいただければと思います。

それでは、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○安念主査 ありがとうございます。それでは、議事を進めます。

議事の「(2) データ流通・活用ワーキンググループの運営について」、事務局より資料1、資料2の御説明を吉田参事官からお願いいたします。

○吉田参事官 資料1「データ流通・活用ワーキンググループの開催について」というものを、皆様の画面のところに出させていただきます。

<資料(メイン席のみ)：IT総合戦略本部の構成(2018年6月1日時点)>

これが、平成30年6月1日の官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定という形で開催決定という形にさせていただいております。

お手元に、こちらの紙があると思いますけれども、これが全体の会議のたてつけになります。一番上にIT総合戦略本部がございまして、その下に、官民データ活用推進戦略会議と、これは、内閣総理大臣を議長とする戦略会議でございます。

この下に、官民データ活用推進基本計画実行委員会という形で、村井先生が会長の実行委員会がございまして、そこにぶら下がる形で、これまでは、データ流通環境整備検討会というところにオープンデータ、それから、データ活用のワーキンググループがございましたけれども、これは、どちらも実行委員会の下にぶら下がるという形になります。

その上で、会議自体は、従来、昨年3月に中間取りまとめをいただきました構成員をそのまま、今後もよろしくお願いいたしますということで、有識者の先生方、皆様、そのままこのページに記載されているとおり、今後、よろしくお願いいたしますと思います。

<資料2：データ流通・活用ワーキンググループの運営について>

こちらが、このデータ流通・活用ワーキンググループの運営についてということでございますけれども、1、2、3と3つございまして、1つは、官民データ活用推進基本計画実行委員会に対して報告をするものとする。

会議は、原則公開、ただし、主査が必要と認める場合は、非公開とすることができるということにさせていただきます。なお、議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公開することとさせていただきます。

会議に配付された資料は、速やかに公開することとします。ただ、これについても、公開に支障があると主査が認められる場合には、全部または一部を非公開とすることができるということで進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明のあったデータ流通・活用ワーキンググループの運営については、案のとおりに決定させていただいて、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、続いて議事の（３）について、また、事務局から御説明をお願いいたします。

<資料３：データ流通・活用に関する動向>

○吉田参事官 資料の３が画面に出ていることかと存じます。「データ流通・活用に関する動向」ということで、先ほど来、申し上げております、昨年３月の中間取りまとめ以降の状況について、簡単に御紹介をさせていただきたく存じます。

<資料３：７ページ>

まず、若干復習で、一番最後のところに、中間取りまとめの概要がございまして、データ自体、ここで御議論をいただいた結果でございますけれども、左側の絵、個人情報を含むデータ、移動・行動情報ですとか、購買履歴ですとか、ウェアラブルからのデータなど、こういった個人情報を含むデータ。それから、匿名加工データ。それから、一番下のほうですけれども、個人にかかわらないデータがある。こういった分類をした上で、右側のところで、７つ観光から交通分野に至るまでユースケースを想定して御議論をいただいたということでした。

<資料３：８ページ>

その結果、ここに中間取りまとめとして書いてございますけれども、今後、事業者、政府の連携により、社会実装に向けて積極的な取り組み。

それから、実証の結果等を見ながら、実態にあわせて分野横断的なデータ流通・活用を促進するための法制度整備について検討することが必要。

ただし、一方で、現時点では参考となるような分野横断かつ基本的な課題、推奨ルール等を提示することが有効と考えられる。

こういったものについて、国民・消費者の理解、信頼が得られるということが期待される。

このワーキンググループとしては、マルチステークホルダープロセスによる実証実験等の取り組みを踏まえつつ、現実に即して、必要な支援策、制度整備や見直しについて検討を継続していくことが適当である。

こういった形で取りまとめていただいたものでございます。

<資料3：2ページ>

そこから現状に戻るわけでございますけれども、1ページ目のところです。

「主な取組状況」ということで、昨年29年の4月から30年8月に至るまで、こういった経済産業省、総務省、個人情報保護委員会、それから、民間団体のさまざまな取り組みがなされてきたということでございます。

<資料3：3ページ>

特に、ピックアップしたものが、その次のページからございますけれども、まず、総務省の「情報通信審議会『IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方』」についての第四次中間答申というところで、ここでデータ取引市場の形成のためのプレイヤー、それから、運営する側の双方について求められると考えられるルールについて検討していただいたと。ここで、公正な市場を確保するために、赤字でございますけれども、民間事業者の自主的な取り組みにより一定の要件を満たしたものについて社会的に認知をするための任意の認定する制度を設けることが望ましいとの結論を得たということでございます。

これを踏まえて、総務省、経済産業省で「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」というものを開催されて、ここで情報信託機能の認定基準、モデル約款の記載事項、認定団体の認定スキーム等を取りまとめた、認定に係る指針Ver1.0というものを30年6月に公表したものでございます。

この辺については、後ほど総務省からプレゼンテーションがあるものでございます。

<資料3：4ページ>

これも経済産業省、総務省の合同で開催されました「データ流通促進WG」というところで、ここは、事業者からのデータ流通・管理・活用に関する相談ユースケース別で受け付けて、それで検討事例集というものの改訂版を30年8月に公表予定ということで聞いております。

その下のところでございますけれども、契約関係です。データの利用権限に関する契約ガイドラインというものを29年5月に公表しました。

特に利活用のニーズの高いカメラ画像に関して、リピーターの動きなどを把握するためのレポート分析に関するユースケースを反映した改訂版というものをカメラ画像の利活用のガイドブックでございますけれども、これを30年3月に公表。

あとは、赤字のところです。データ流通プラットフォーム間の相互連携を実現するために最低限共通化することが必要な事項というものを整理して、プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項として、29年4月に公表しております。

これも、今のものを踏まえてですけれども、経産省の「AI・データ契約ガイドライン検討会」というところで、今、申し上げたデータの利用権限に関する契約ガイドラインのVer1.0について、さらにこれをアップデートして、AIに関する権利関係、責任関係などを

示したAI編を追加した改訂版を6月に公表したということでございます。

一番下の「データポータビリティに関する検討会」というところで、これは、データポータビリティのあり方について、調査・検討を行ったということで、今後、8月に公表予定ということでございますけれども、これから、きょうの会議において、経済産業省から、この点についてプレゼンテーションがあります。

<資料3：5ページ>

次のページは、その他の動きでございますけれども、改正個人情報保護法の施行。

2つ目、個人データの越境移転について、これは、EU、APECでの取り組みの推進、特に日EUでの相互の円滑な個人データの移転を図るための枠組みについて、7月に日EU当局間で双方の個人データ保護の制度が同等であると、同等性の認定ということで一致したということでございます。

現在、平成30年度秋までに運用可能となるために必要な国内手続を完了すべく作業を行っているところと聞いています。

そのほか、一番下でございますけれども、次世代医療基盤法の公布・施行ということで、これは、病歴等を含む要配慮個人情報についてでございますけれども、匿名加工された医療情報を安心して円滑に利活用することが可能な仕組みということで、これが5月に施行されています。

以上が制度面の動きでございますけれども、あとは企業の側の動きとして、これは、新聞記事の見出しベースでございますけれども、三菱UFJ信託銀行様の取り組み、それから、住友生命様の取り組みといったものが話題になってございます。

一番下のところで、データ流通推進協議会の設立ということで、これは、29年の11月ですけれども、内閣官房、それから、総務省、経産省の検討を踏まえた民間企業側の取り組みとして、この協議会が設立されたということでございます。

<資料3：8ページ>

最後、戻りまして、冒頭、振り返っていただきました中間取りまとめでございますけれども、このワーキンググループにおきまして、これまでも個人情報を含むデータを中心に検討をいただいてきたものでございますけれども、この3つのデータの分類がございます。

こういったものをできる限り広めにワーキンググループの中で御検討をいただきたいと考えています。

以上でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

議事の(4)で、各省からプレゼンをいただくのですが、その御説明をいただいた後に意見交換を行いたいと思います。

できるだけ質疑の時間を多く確保したいと思いますので、各府省さんからの御説明は、できるだけ簡潔にお願いできれば幸いです。

それでは、まず、総務省さんから資料4-1に基づいて御説明をお願いいたします。

○飯倉調査官 総務省の飯倉です。きょうは、よろしくお願ひします。

<資料4-1>

この検討会の前身の検討会に基づきまして、情報銀行に係る検討を継続して行ってきたということで、それについてお話をさせていただきます。

<資料4-1：1ページ>

まず、初めですが、官民データ活用基本法で、個人の関与のもとでの適正なパーソナルデータの流通ということを検討するという事になっておりました。それに基づいて、当検討会の前身におきまして、中間取りまとめで、個人の関与のもとでの流通を進める仕組みとして情報銀行等が有効だという提言を行っております。

それに引き継いで、情報通信審議会のほうで、そういうものを世の中に浸透させるには、認定のような仕組みがいいだろうという話になりました。ただ、まだ世の中にない仕組みなので、国が認定をするということではなくて、民間の団体が認定をするという前提で話が進みました。

<資料4-1：2ページ>

続きまして「『情報銀行』とは」というところですが、今回のコンセプトといたしましては、PDSにしても、情報銀行にしてもそうですが、もともと我々は自分の個人情報の第三者提供というものについて、法律に基づいてきちんと同意しているのだと思うのですけれども、その同意の意識が希薄であるというところから、個人がそういうふうな同意をした覚えがない。そうすると、そういう情報に基づいて、企業のほうも第三者提供を簡単にすると、レピュテーションリスクもある。そうすると、パーソナルデータの利活用も進まないということで、個人の関与というものがどういうふうにして、こういう新しいサービスの中で実装するというか、その辺が焦点になったのかなと思います。

特に、PDSと違って情報銀行の場合は、この定義のところにあります。個人の指示またはあらかじめ指定した条件に基づいて個人にかかわって妥当性を判断の上、第三者提供をします。ですので、個々に個人が同意をするのではなくて、ある程度情報銀行に、こういう感じで個人情報を扱ってくださいというものを委任するというか、お任せする、そういった事業ですので、この個人の関与というものをどういうふうな実装していくかというところが一番大きな議論になったと思います。

<資料4-1：3ページ>

続きまして、今回、経産省さんと一緒になって情報信託機能の検討会を、昨年の11月から検討をしてきたのですが、取りまとめたものの成果物としては、情報信託機能の認定に係る指針のVer1.0というものになります。

こちらをVer1.0とした心は、正直100%のものができ上がったということでもありませんし、まだまだ議論の余地があるところでもあります。

特に、下のほうでも書いていますが、今回、要配慮個人情報については、認定の対象から除いておきまして、今後、継続をして要配慮個人情報、どういうものであったら対象に



していいのかということを引き続き議論していきたいと思っております。

今回、基本的な考え方といたしましては、消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示すものと考えております。ですので、企業がデータの正確性など、BtoBの関連で認定基準を考えたというものではないということです。

それで、先ほど話した個人の関与という話をしましたので、今回の主眼は、消費者個人を起点としたデータの流通、つまり、コントロールできる機能をどう充実させていくか、もしくは消費者からの信頼性確保、そういった点に主眼を置いております。

認定基準、そして、モデル約款の記載事項、認定スキーム、こういった3つが指針の中身ということになっています。

認定の基準ですけれども、経営面ですとか、セキュリティー、ガバナンス、後で説明しますが、コントロールできる機能、損害賠償責任、こういったところからなっております。

モデル約款としましては、大体認定基準の中身とかぶるのですけれども、業務範囲、情報銀行が担う義務、事業終了時の扱い、こういったところを整理して、個人情報保護法上も有効な同意になるように、現在、若干の調整をしております。

認定スキーム、こちらも後で御説明をさせていただきます。

今後のスケジュールですけれども、この指針の公表を受けまして、民間団体さんが認定をしていただけるような話も進んでおりまして、秋ごろには認定の作業が開始されるかなと期待をしております。

今後継続して、要配慮個人情報の扱いなどについても検討していきたいと思っております、これにつきましては、秋以降、また、総務省と経産省さんにおいて、特に重点的に検討をしていくということになるかと思っております。

検討会のメンバーですけれども、本日もお越しいただいております、宍戸先生に座長をしていただきました。そういう意味では、宍戸先生と、ここにもいらっしゃいます、森先生、非常に、このお二人のおかげで何とかまとまったかなと心から思っております、この場をかりて感謝を申し上げます。

<資料4-1：5ページ>

あと、幾つか認定基準のほうを紹介したいと思っておりますが、まず「利用者がコントロールできる機能」といたしまして、まず、情報銀行のほうから、操作が容易なユーザーインターフェースを提供しますと、このユーザーインターフェースに基づきまして、情報銀行が提供先ですとか、利用目的、データ項目、こういったものの選択肢を用意して、それに基づいて消費者個人が選択をする、そういう行為をしっかりと行うことでもあります。

その同じUIを用いて、第三者提供の履歴の閲覧ですとか、第三者提供の停止、そして、個人情報保護法の開示請求に基づく開示、こういったものをしっかりとやっていく機能を持たせるといふような整理をしております。

ただ、最後のところにつきましては、EUのGDPRにあるようなデータポータビリティのよ

うなものを入れるべきという意見もありましたが、そうはせずに、現行の個人情報保護法の開示請求に電子的に答えるというのを義務としております。

<資料4-1：6ページ>

信頼性の確保という点からも幾つか紹介をさせていただきますが、まず、1つ目が、データ倫理審査会であります。

データのチェックに関して、当然ながら個人情報の利用目的というのは明示することになっているのですけれども、何に使われるかというのは、なかなか気持ち悪いと思われることがあるかと思えます。

そういったところの個々の情報銀行の企業内において、データの利用の仕方をチェックするような審査会を設けて、そこにいろんな方々、第三者の方々に入ってもらって、定期的にチェックをする。こういった仕組みをしっかり持とうということを議論しております。

あと、データ提供の制限ということで、先ほどお話ししました、同意の撤回のことに加えて、今回の第三者提供に関しては、再提供を禁止するという整理にしております。

<資料4-1：7ページ>

もう一つ、消費者からの信頼性確保の取り組みで、損害賠償請求のところですが、下の絵にありますが、個人、情報銀行、第三者提供先とありますけれども、個人からすると、なかなか提供先第三者というのは契約もありませんので遠いのです。ただ、往々にして個人情報何かあるというのは、提供先の第三者において発生するわけですが、ここに契約関係はありませんので、情報銀行のほうで一義的な説明責任も損害賠償の責任も一義的に負うということを義務としております。

<資料4-1：8ページ>

セキュリティーに関しましては、基本原則として情報セキュリティー及びプライバシーに関する十分な体制の確保というものをうたいます。

遵守基準といたしまして、プライバシーマークまたはISMS認証の取得をしていることといたしております。

幾つか書いてありますが、具体的には、下に書いてあります具体的な基準として、左がマネジメントの基準、右側が実施基準、こういったものを守ってくださいということを認定の基準にしております。

<資料4-1：9ページ>

運用スキームのほうにつきましても、いろいろ書いていますけれども、審査の方法ですとか、認定証、認定内容違反への対応、こういったことを認定団体さんが認定スキームを回すときには守ってくださいということを書いております。

<資料4-1：10ページ>

認定の対象ですが、今回、認定はあくまで任意のものでありますので、認定を受けることが事業のために必須というわけではございません。

あと、認定の対象ですけれども、①、②と書いていますけれども、もともと情報銀行の

定義からいいますと、①の本人にかわって第三者提供の妥当性を判断するサービス、これが基本と思ったのですが、議論の過程で、②にある本人が個別に第三者提供するのだけでも、その中でも、※の②のところ、こういうサービスのうち、提供事業者が情報の提供先を選定して個人に提案する場合など、提供事業者が比較的大きな役割を果たすもの、こういったものは認定の対象にしていいのではないかという議論がありまして、こういったものは認定の対象にするということで、(1)の赤の実線のところまでを認定の対象としております。

実際、企業の話聞いてみると、こういうふうなサービスからスタートして、徐々に本人にかわって第三者提供の妥当性を判断するようなサービスに膨らませていくような事業形態を考えている人がいるので、こういったことは、なかなか妥当な判断であったかなと思います。

あと、データの種類ですとか、データの収集方法、こういったところを整理しております。

<資料4-1：11ページ>

そして、情報信託機能を使った実証につきましても、今年度3.3億、総務省のほうで予算を手当してまして、これを公募したところ、今年度、14件ほど手が挙がりまして、その中で5件採択しております。これについても、認定作業を介すれば、ほかにも、もちろん認定を取りたいという事業者さんはいらっしゃるのですけれども、認定を取っていただくような会社の候補になるかなと思っております。

以上であります。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、続いて経産省さんから資料4-2に基づいて御説明をお願いいたします。

<資料4-2>

○松田課長（代理） 経済産業省情報経済課の課長補佐の河野と申します。座席表には、課長の松田の名前がございませぬけれども、済みません、急遽、別件が入ってしまいまして、私が代理で発表させていただきます。

経済産業省としては、先ほど、IT室からの発表でご紹介いただきましたとおり、これまで、例えば、生産性向上特別措置法やAI・データの利用に関する契約ガイドラインなど、主に産業データを中心とした事業者間のデータ共有・利活用を推進するための法律、ガイドライン、税制、補正予算等の各種支援を講じているところがございますけれども、個人データに関しても、いろいろと総務省などと連携して施策を講じてきております。

その中のデータ・ポータビリティに関しては、特に契約ガイドラインみたいに、こういう施策をやりましたということではまだなく、あくまで調査をしましたということが中心になっているのですけれども、昨年度、委託事業としてやりましたので、簡単に御報告させていただきます。

<資料4-2：2ページ>

大きく3つのことをやりました。

1つ目が、海外動向の調査です。

2つ目が、国内の一般消費者約4,000人へのアンケートを行いました。

3つ目が、国内の主な分野、特に、金融、ヘルスケア、電力の3つを取り上げましたが、この分野のデータポータビリティのフィージビリティスタディーと申しますでしょうか、情報の電子化の状況などを調べました。その3点を調査しました。

特に、本人が関与した形で、うまく個人データを安心できる形で活用する、そういう基盤としてのデータポータビリティの基礎調査を実施したものです。

構成員として、今日、御参加いただいております、橋田先生、森先生、林先生にも大変お世話になりました。ありがとうございました。

<資料4-2：3ページ>

1つ目の海外動向の調査からですけれども、委員の皆様の方が御案内かもしれませんが、特にEUのGDPR、英国のMidata、米国のMy Dataイニシアチブ—こちらも金融、医療、電力あたりが具体的な分野として例示されておりますけれども—それから日本です。この4つを特に取り上げて、ざっとデータポータビリティの状況を整理いたしました。

<資料4-2：4ページ>

次のページ以降、簡単に、それぞれの国について説明を書いておりますけれども、GDPRは今年の5月25日に施行されておりますが、皆様、既に御案内のとおり、データポータビリティ権が20条の中に記載されてございます。

<資料4-2：5ページ>

GDPRのデータポータビリティ権は、20条で、機械可読性のある形で取り戻すという権利と、ある管理者から別の管理者に直接的に移行させる権利という2つが規定されてございます。

それと並行して17条に忘れられる権利ということで、特別な事情の中で削除を請求する権利ということが認められているところでございます。

欧州委員会のQ&Aによると、当然、プライバシー権という基本的権利、これを強化するという意義に加えて、2つ目として、デジタル・ジャイアンツ—恐らくGAFAなどを念頭に置いているかと想像しますが—に支配されたデータ市場、これをどうするかということも問題意識として書かれているということでございます。

一番下に個人の負担する費用は、無償と書いております。たしか、1カ月以内という規定もガイドラインにあったと思いますけれども、データを持っている主体にとっては、多少の負担があることになってしまうのかなと思われましても、いずれにせよ、個人は、無償でデータを請求できるということが書かれてございます。

<資料4-2：6ページ>

英国ですけれども、Midataということでした、2011年から一応コンセプトとしては立ち上がってございます。

特に、エネルギー、銀行、携帯電話、それから、クレジット、この4つの分野が対象となつてございます。仕組みは、この絵に描いてあるとおりです。

<資料4-2：7ページ>

ここは細かいので割愛します。

<資料4-2：8ページ>

次は、米国ですけれども、スマート・ディスクロージャー、My Dataイニシアチブということですが、左上に背景として「情報過多のため」とあります。余りに情報が一般人からすると多過ぎる状況の中で、どうやってわかりやすく一般消費者に情報提供をするのかということが、問題意識の1つとして掲げられております。

こちら、イギリスのMidataと同じく、2011年7月に、スマート・ディスクロージャー・タスクフォースを設立いたしました。その後、大統領府を中心とした議論が進んでまいりました。

左下に「My Dataイニシアチブ」の概要ということで、オバマ政権では、特に医療、電気利用、国税、それから、学生個人のデータについて。ブルーボタン、グリーンボタンなどの名称で仕組みを構築してきております。

ちなみに、トランプ政権下では、特段の言及は見られないというふうに右側に赤字で書いてございます。今後、どうなるかというのは、要注視かなと考えてございます。

<資料4-2：9ページ>

仕組みを簡単に図示しているのが、次の9ページ目でございます。これは、特に医療の例を掲げてブルーボタンの概要を示しております。

右に10個ぐらいダウンロードできるデータ項目ということで列挙しておりますけれども、氏名、住所、連絡先に加えて、いわゆる周辺の薬局とか医療機関、研究所などで共有されると恐らくメリットになるであろう、医療機関、健康保険、調剤データ、医療処置の履歴とか、そういったことがダウンロードできるものとされております。

<資料4-2：10ページ>

米国のHITECH法のインセンティブ／ディスインセンティブの例を書いております。いろいろ書いてございますけれども、要するに、右の半分にあるとおり、医療機関に対するディスインセンティブを与えてEHRの仕組みを病院に普及することを促進したということが、アメリカがある種トップダウンでやってきたことでございます。ペナルティーとして診療報酬を削減するという仕組みを導入することで、左下に15%上昇という数字もございますが、割と高いEHRの導入が進んできたという調査をさせていただきました。

<資料4-2：11ページ>

以上が、英国、米国、EUを中心とした海外動向の調査という1つ目の柱です。

2つ目が、日本でアンケートを一般消費者、一般ユーザー向けに行いました。4,000人程度の回答を得たわけですが、特に金融、ヘルスケア、電力分野におけるデータポータビリティの必要性に関してアンケートをとりました。

ここに書いてありますとおり、その結果を簡単に申し上げれば、ヘルスケア分野に関しては、特に7割を超える回答者がデータポータビリティがあるといいのではないのでしょうかということをお答えいただきました。

その他、購入履歴とか、銀行クレジットカードの利用履歴といったものも過半数以上の人が、データポータビリティがあるといいのではないかという回答をしております。

<資料4-2:12ページ>

どういうサービスが提供されるかということとセットでデータポータビリティを考えていく必要がありますけれども、12ページ目に簡単にサービスの中身を整理しております。

一番高かったのは、やはり、旅先の通院時に自分のヘルスケア情報が現地の医療機関に提供されるというものです。真ん中に63.6という数字と12.3という数字がありますけれども、あわせると80%近く一般ユーザーが利用したいと考えています。特に12.3%は、有料でもいいので、そういうパーソナルデータ活用サービスを使ってみたいという結果が得られました。

特に真ん中の3つ、セカンドオピニオンとか、健康情報の共有サービスも含め、ヘルスケア関係のサービスは、有料でも利用したいという回答が比較的多かったかなと思っています。

その他、例えば、電力使用情報の活用についても、それどうまく不在通知とか、あるいはより効率的な電力省エネサービスでありますとか、そういったものに使うことを意図したサービスについて、5割近い方々が使ってみたいという意向がありましたし、一番左から3番目の購入履歴をもとにしたポイントクーポンといったサービスも、一般の方からすると、割と関心が高いという結果が得られました。

<資料4-2:13ページ>

次が少し細かく書いておりますけれども、こちらもサービス別の利用したい、利用してみたくないという一般ユーザーの意向を整理してございます。ざっと見て思うのは、金融系で、家計簿アプリ、家計アドバイスや、クレジットカード情報の賃貸住宅会社への提供サービスみたいな与信管理みたいなものについて、それに対する便利だなという意向が割と高くあったかと思っています。

下の3つぐらい、消費電力など電力使用情報をもとに家電量販店に情報提供をするとか、あるいは宅配会社に提供して、その人が家にいるのか、いないのかといった情報を提供するサービスといったことも、「どちらかといえば利用したい」という人も含めれば、過半数を超えています。

以上のとおり、アンケート結果について簡単に御説明いたしましたけれども、魅力的なサービスとセットであれば、場合によっては有料でも使ってもいい、使ってみたいという回答が、特にヘルスケア、金融、電力の分野では、割とあったのかなと考えてございます。

<資料4-2:14ページ>

最後、3本目の柱としての日本の国内のポータビリティのフィージビリティースタディ

一と言うのでしょうか、特に電力と金融とヘルスケア、医療分野について、情報の電子化状況をざっと調べてみました。1つ目の電力分野に関しては、左側が開示のための基盤的な情報化の整備ができているかどうか、右側が移転に向けた基盤の整備ができているかどうかということなのですけれども、これまで、例えば、スマートメーターのAPIの標準仕様書というものも作成してきておりますし、情報が電子化されているとか、それから、周りのデータとちゃんと標準化されている、家電同士でデータがばらばらになっていないといったことも、一部整理をされているところでもありますけれども、右側の移転、要は別のところにデータを移転するという点に関しては、当然、そのような仕組みにまだなっていないので、未対応であるという整理をしております。

下のほうに、課題として、今後データの移転の仕組み整備が進むためには、ある意味わかりやすい形で、サービスがちゃんとあるのだということを見据えた上での制度改正等が課題になってくるのではないかと考えてございます。

<資料4-2：15ページ>

2つ目が金融です。

こちらは、銀行法の改正などに基づきまして、APIの開放などの努力義務がかかっているところでもあります。

したがって、データの開示の部分に関しては、一部検討中も含めまして割と対応が進んできているのかなと考えてございます。

今後、右側の移転というところまで進んでいくためには、下に書いてありますとおり、新しい金融サービスとかがどれだけ出てくるのかということとのセットで議論が進んでいくべきではないかと思っております。

また、一番下に③と「中間事業者」という言葉を書いておりますけれども、それがどういった機能を果たすべきなのか、どういう流通のルールが必要なのかといったこともあわせて議論することが必要ではないかと、そういう御議論をいただきました。

<資料4-2：16ページ>

最後3つ目が医療分野ですけれども、こちらも特に開示に向けては、これまで※1、2、3、4あたりで書いておりますとおり、電子化、データ開放まで含めて順次進んできてはいるようございまして、移転についても、一番下に紹介状やEHRで一部実現と書いてございますけれども、既に250ほどの地域の医療ネットワークというものが存在しておりますので、そこで一部地域の診療機関などでのデータの共有というのでしょうか、そのあたりの移転が進んできていると、我々は調査をしております。

今後の可能性と課題を下に書いてございますけれども、これまでの2つとほぼ同様ですけれども、どういうサービスが出てくるのかということとのセットで、どういう種類の情報が共有されるべきなのか、誰と共有されるべきなのかといった仕組みが、うまく国の支援とも一緒になって進んでいくということが必要なのかなと考えてございます。

以上が海外動向、国内の一般ユーザーの調査、それから、国内の主要分野のデータ開示

移転の状況という3つの調査事項を簡単に御紹介させていただきました。

<資料4-2:17ページ>

その中で、最後、この検討会の中で出てきた論点として、17、18ページで少し簡単に整理をさせていただいております。

やはり、結論は必ずしもないのですけれども、横断的な論点としては、例えば、個人のコントロール権—これはGDPR的なものだと思いますが—をどの程度認めるべきかどうか、それに向けた競争環境の整備、それから、イノベーション創出、このあたりの両立をどうやって図っていくかという論点が出てきましたし、規制的なアプローチがいいのか、それも共同規制なのか、直接的規制なのかみたいな議論も出てきました。

分野別な論点として、例えば、金融に関しては、やはりコストの問題、これをどうやって解消していくべきかどうか、そもそもそれがデータ流通促進の阻害となっているのかどうかみたいなところも、これからのAPIによるデータ開放の状況を見ていながら分析をしていく必要があるのだろうと考えております。

<資料4-2:18ページ>

最後のページ、医療に関しては、割とデータの電子化が進んできているのではないかという議論がある中で、あとは、どういうインセンティブをこの仕組みの中で実現していくのか、アメリカのようなディスインセンティブとの組み合わせ、こちらも場合によっては必要になるかもしれないのではないかとといった議論がございました。

最後、中間業者の機能、それから、消費者・事業者のメリットなどに関しても、いろいろな論点、議論をいただきましたけれども、結局は、どれほどのサービスが出てくるのかと、ユースケースとして何が出てきそうなのかといったこととの裏腹で制度整備を考えていくべきではないかと考えてございます。

<資料4-2:19ページ以降>

その他、冒頭申し上げました産業データの活用、共有みたいなところも含めると、幾つもの取組みを経産省としてさせていただいておりますけれども、以降の資料は参考資料として、とりあえず、プレゼンテーションは、ここで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、厚労省さんから資料4-3に基づいて御説明をお願いいたします。

○高木室長 厚生労働省保険局保険データ企画室長の高木です。

初めに、保険データ企画室は、本日、発足しております。厚生労働省組織規則を改正して、訓令室から省令室に引き上げまして、私は昨日まで医療費適正化対策室長でデータヘルス関係もやっておりましたが、今日から保険データ企画室長となっています。2020年度にマイナンバーカードを用いて医療機関で資格確認ができるようにする、これが私のミッションです。

<資料4-3:1ページ>



未来投資戦略では、被保険者番号の個人単位化、マイナンバーのインフラを活用して資格履歴を一元的に管理して、かつ、マイナンバーカードを健康保険証として使えるようにすることが決まっております。

PHRの関係は、まずは、2020年度のデータから特定健診データの提供開始を目指します。もう一つは、薬剤情報と医療費通知のデータです。今は世帯単位ですが、個人単位の被保険者番号でレセプト請求するのが2021年4月診療分から予定しておりまして、これをマイナポータル等でも本人が確認できるようにする仕組みを考えておりますので、平成33年度以降としています。

骨太の方針でも同じことが言われています。レセプト情報を活用して、本人同意のもと、医師、薬剤師が投薬歴等を閲覧できる仕組みを構築する、さらに被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認の導入が閣議決定されています。

<資料4-3：2ページ>

被保険者番号の個人単位化は、今の世帯単位の番号は残しつつ、これに2桁の番号を追加することで考えております。高額療養費について世帯単位に合算する仕組みがございますので、世帯単位の番号も残すことで円滑に移行することも可能になります。

後期高齢者医療制度は、既に個人単位ですので、変えません。

協会けんぽについても、2桁の番号を内部管理番号でもっておりますので、これを活用して、できる限りシステム改修コストも小さくできるよう、効率的に仕組みを構築したいと考えております。

<資料4-3：3ページ>

3ページ目の仕組みは、オンライン資格確認です。医療機関がオンラインで支払基金・国保中央会に資格情報を照会すると確認できるというものです。

資格確認をしない医療機関につきましても、資格過誤の主な原因は、タイムラグによるものが大きいので、個人単位の被保険者番号でレセプト請求することで、支払基金・国保中央会で正しい資格履歴を把握することにより、正しい保険者にレセプトを請求する、今は保険者にレセプト請求した後、資格過誤の場合は、レセプトが返戻で医療機関に戻ってくる仕組みですが、支払基金・国保中央会で資格確認して正しい保険者に請求することで、こうした今、生じているような過誤請求等の事務も大幅に削減できると考えております。

<資料4-3：4ページ>

あわせて今回のシステム構築に当たっては、医療費情報と特定健診データについても、個人単位の被保険者番号と一対一で管理する仕組みを構築したいと考えております。

医療費データと薬剤情報は、レセプトデータから取得します。今は、保険者がレセプトデータを匿名化してNDBに搭載していますが、その前の段階で、一定期間、保険者の委託を受けて、クラウドを活用して管理し、マイナポータル等で見られるようにする仕組みを考えております。

特定健診データについても、今は、保険者から支払基金・国保中央会を通じて、国に匿

名化して登録していますが、これを5年分、匿名化して登録する前のデータについて、保険者の委託を受けて、保険者間で連携して活用できるようにする仕組みを考えております。

<資料4-3：5ページ>

国に匿名化して登録する前に、一定期間、支払基金のオンライン資格確認等システムにおいて特定健診データを管理する。マイナポータルだけではなくて、保険者が契約しているPHR事業者があれば、そちらにも提供できるような仕組みを考えております。

<資料4-3：6ページ>

特定健診データについては、本人がマイナポータルで見ることができるだけではなく、医療機関でも見られるような形を考えております。

<資料4-3：7ページ>

具体的には、医療費、薬剤情報については、レセプト情報から取得してマイナポータルで閲覧する仕組みですが、保険者が契約するところにも提供します。

<資料4-3：9ページ>

さらに、医療機関に対しても、薬剤情報に加えて、特定健診データを提供できるようにする仕組みを考えております。

提供の考え方は、本人が保険者に対して自分の薬剤情報または特定健診データを照会する。これを医療機関、薬局が本人に代わって照会することについて、本人同意をとった上で、支払基金・国保中央会が保険者の委託を受けて、そのデータを提供する仕組みです。

システム改修のスケジュールですが、今回の仕組みは、中間サーバーのクラウドへの移行とあわせてやることにしています。このクラウド移行の調査研究を9月末または10月目途に中間報告をまとめる予定です。あわせて支払基金・国保中央会で、10月以降、本格的にシステム開発の調達作業を進めてまいります。

実際に中間サーバーのクラウド移行とオンライン資格確認のシステム改修に着手するのは、来年5月目途と想定していますが、中間サーバーのクラウド移行は、来年内に設計・開発・運用テストまで終わることを目指す。その上で、中間サーバーのデータ移行を2020年度に行いつつ、あわせて個人単位の資格番号を2020年度から順次、保険者でも用意いただき、それをオンライン資格確認システムに搭載して、実際に動き始めるのは、オンライン資格確認は、2020年12月または2020年1月頃を目指しております。

被保険者番号を個人単位化してレセプト請求するのは、現時点では、2021年4月以降の想定ということで、関係者と調整しているところです。

以上がオンライン資格確認の仕組みです。

オンライン資格確認でかかるコストは、まだ見積もりですけれども、年間約20億程度と見込まれますが、今、中間サーバーのシステム関係の運営経費で60億程度を保険者に負担いただいておりますが、クラウド化によって、今の経費を半分程度にまで下げたいと考えており、その範囲内で、オンライン資格確認の仕組みを構築することで、何とか保険者の理解をいただきながら進めていくということについて、関係者と調整しているところです。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、今、いただきました御説明に対して、皆さんから御質問、御意見等、どれに対してでも結構でございますので、いただきたいと存じます。どうぞ、どなたからでも、どうぞ。

○新保構成員 慶應義塾大学の新保と申します。

内容については、本日は、かなり個別のケースについて御紹介をいただきましたけれども、会議全体についての意見ということもよろしいでしょうか。

○安念主査 どうぞ。

○新保構成員 では、会議全体について、本日は第1回ということですので、私からの問題意識と、それから、問題提起を制度的な面と人的な面に分けてお話をさせていただきたいと思います。

まず、制度的な面については3つございます。1つは、官民データ活用ということについて、官民ですので、文字どおり、その官には国の行政機関だけではなく、地方公共団体、独立行政法人等、官民データ活用基本法は、その他の事業者も含まれるということになっておりますけれども、この点について、制度的な面を3つ、官民データ活用における問題として、特に地方公共団体におけるデータ活用の問題。

2点目が、個人情報ではない情報の利活用について、行政機関と民間部門における取り組みの整合性をどのように確保するのかというのが2点目の問題。

3つ目は、データ利活用を行政主導の発案によって行うことの限界。せっかく細かく御紹介をいただきながら、限界というお話をすると別に消極的な問題ではなく、積極的に今後どう進めるべきかというところでの限界の問題です。

1つ目は、地方公共団体における活用については、やはり、国の法令との違いによって、とりわけ地方自治の本旨に基づいて、各地方公共団体は、独自の個人情報保護条例をはじめとする、条例に基づく情報の取り扱いを進めているところであります。これは、いわゆる2000個問題と呼ばれてきたところでありますけれども、地方公共団体による条例に基づく情報の取り扱いの差異、違いによって現実にさまざまな問題が生じているかと思えます。

そういう問題がないという指摘も一方ではあるわけでありましてけれども、やはり、現場として情報の取り扱いを行うときには、自治体間相互で、例えば、単純に個人情報の範囲が生存する個人に限られていない、そういった単純なところであったり、あとは、電子的結合の禁止によって、そもそも審議会などに諮らなければ電子的な結合を行うということができないといったような問題があるわけでありまして。

そもそもこういった制度的な問題を解消しなければ、そこでデータの流通がまずとまってしまう。とりわけ地方公共団体との関係においては、その点について長年議論がなされながらも抜本的な対策というものがなかなか講じられない。

その背景には、自治体に一生懸命やってほしいという一方で、ところが情報セキュリティ対策であったり、利活用の判断が自治体レベルではなかなかできないと、どこまでやってよいのかということについての判断は、かなり現場レベルでは厳しい。

さらに審議会などにおいても、最終的に審議会で判断をするということに、やはり、かなりちゅうちょしたり萎縮効果が生じているという現状があるわけです。

したがって、いわゆる2000個問題のように、解決しなければならない問題がある一方で、例えば、電子的結合はまずいと言いながらも、その裏というか背景には、情報セキュリティ対策について十分に対応できないといったような現状の問題がございますので、こういったところをバックアップしながらデータの流通を確保するということを検討しない限り、ただ、データの利活用を進めると言っても、利活用ができない背景があるということを認識した上でやるべきだと。

その典型例が地方公共団体における、いわゆる2000個問題をはじめとする問題への取り組みが必要である背景には何があるのかということ、まずは検討をすべきだというのが1点目であります。

2つ目は、行政機関等非識別加工情報と匿名加工情報の不整合の問題があるわけでありましてけれども、具体的に何が問題かということ、行政機関等非識別加工情報は、解釈では個人情報そのままという解釈になっております。

一方で、匿名加工情報は、念のために行政機関等個人情報保護法に基づく行政機関と非識別加工情報と、個人情報保護法に基づく匿名加工情報については、その対象については匿名化をするということについては同じである一方で、法令に基づく取り扱いの位置づけが異なるという問題でありますけれども、そうすると、前者は個人情報そのまま、行政機関では、せっきやく匿名化して、非識別加工情報としても、個人情報そのままとして取り扱うということになりますと、これは、民間部門では個人情報として取り扱わなくてよいという、それによって自由なデータ流通を確保するということを目的としている匿名加工情報の本来の趣旨が行政では生かすことができないのではないかという問題があります。

さらに、この点についても、個人情報保護委員会は、この部分については執行権限があるわけでありましてけれども、ところが、個人情報保護委員会の執行権限も行政機関等非識別加工情報、匿名加工情報についての執行権限がある一方で、それ以外については、やはり、執行権限が必ずしも官民に全て及ぶというわけではありませぬので、個人情報保護委員会の執行権限の拡充の観点からも、この点については検討すべき問題ではないかというのが2点目です。

3つ目は、本日、非常に細かくこの魅力的な今後のデータ利活用の案をいろいろな観点から、各府省庁から御紹介をいただいたところでありましてけれども、この行政主導の発案に頼ることの限界、端的に魅力的かどうか疑問が生じると、その部分について、せっきやく非常に魅力的な制度が立案されても、それが活用されないと。

例えば、長年、たしか前回の検討会でも申し上げたと思いますが、ずっとワンストップ

と長年言って、交渉自体がワンストップしているのではないかみたいな、そういうずっとワンストップと言いながら、ワンストップサービスとは何かなど、いろんなところで出ては消え、本当にワンストップしながらやっているようなところがあったりというところで、やはり、この点については、いわゆる継続的に持続可能な検討というものがどのように行われるべきなのかということも含めて、行政主導による発案ということによる限界もきちんと認識しながら進めるべきではないか。

2つ目ですけれども、これも長くなりますけれども、全部一遍によろしいでしょうか。

○安念主査 どうぞ。

○新保構成員 人的な問題についてであります。これは、資料3の5ページに個人データの円滑な越境移転のための環境整備をするための日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みに関する取り組み。これは、もう既に報道などでもいろいろ報道されておりますし、GDPR、一般データ保護規則の適用開始ということに伴って、日本企業もこの点については、かなり関心がある状況であるかと思えます。

とりわけ、日EU間の双方の個人データの移転については、極めて重要な制度であると。特にEUの制度は非常に厳しいということでもありますので、日本としても、いわゆる十分性認定について積極的に協議をしてきたところでもあります。

ところが、いわゆる十分性認定については、最終的な認定に至っているわけではないと、これはオールジャパンで日本がデータ利活用において、まさにこの検討会議で進めている問題については、日本がデータ利活用において不利にならないように取り組むべきであるということオールジャパンで取り組んでいる。日本の企業、行政機関等、さまざまな組織、個人も含めて取り組んでいるところでありまして、これは、全ての日本国内における関係者が影響を受ける問題であります。

ところが、日本とEUのデータ移転の協議については、GDPRの適用が5月末でしたけれども、2カ月ほど経過して、ようやく両者の一致に至ったという段階でございます。

おそらく、この点について、かなりの方が不思議に思っておられると思うのです。どうして、これだけ時間がかかるのかと、やはり、今回、データ流通の利活用の問題を考える上で、なぜ、そういう問題が生じているのかということについて、今まで全く情報共有がなされてきませんでしたので、あまりにも個人情報保護委員会が気の毒ですから、私から、今回、公開の会議ということで、議事録もきちんと残るということで、発言をあえてさせていただきますと思います。

一連の協議において、個人的な立場でありながら、EUの交渉担当者である高官と接触したり、情報発信、情報提供を行うということの是非が問われるべきではないか。

なかなかこの点については、本日、御参加の構成員の先生方も、おそらく同じ問題を共有されている方もおられると思いますけれども、なかなかこういった場で発言をすることについては、ちゅうちょせざるを得ない状況もあるかと思えますので、やはり、そのような状況によって、個人情報保護委員会、それから、この交渉にかかわった関係者は、本来

の政府間の交渉として協議すべき交渉内容以外の問題に、かなりの多大な労力を費やすとともに、GDPRの適用開始後もデータ移転の協議が最終的な結論を得ていないという状況の要因となっている問題を認識する必要があると考えます。これは、GDPR対応においても、大きくの企業が、EUにおける執行への疑心暗鬼が生じてしまったり、データ移転に係る手続に関する不安要素として、多大なコスト、労力を費やす結果となっていると考えられるわけでありませぬ。

このような状況が生じている問題が、特定の研究者の個人的な活動によって、多くの者が多大な労力を費やさざるを得ないという状況は、やはり懸念すべき問題であると思っておりますので、そういう問題があるということについて情報共有し、適切に対処しなければ、今後も越境データ移転、それから、データ保護への国際的な取り組みは、極めて重要な課題となりますので、今後も引き続き、このような支障が生じるということについては、極めて重大な懸念を持っております。

なお、具体的な内容については、これより先については、さすがに申し上げることはできませんけれども、そういう重大な懸念がありますということについてのみ、私からは情報共有としてお話をさせていただきたいと思っております。

以上、2点、制度的な問題と、人的な問題について、私からお話をさせていただきました。

○安念主査 ありがとうございます。

どうぞ、ほかの方も。

橋田先生、どうぞ。

○橋田構成員 全体の進め方なのですけれども、この一連の会議が、これからどういふことをディスカッションして、何をを目指すのかというのを簡単にでも御説明をいただくとありがたいのですけれども。

○安念主査 それは、参事官のほうからお願いします。

○吉田参事官 この会議自体、もう何度も申し上げておるとおり、去年の3月から久しぶりに開催ということでございますけれども、まずは、全体のストックテイクというか、フォローアップを行うということでございますけれども、その中で、今も、新保先生からいただきましたが、構成員の先生方からのいろいろな御指摘を踏まえて、実際の論点、それから、アウトプットを検討していくということで、まだ、正直白紙ですので、どんどん御意見をいただければと思っております。

○安念主査 私の言うことは、もちろん、全然オーソリテイティブなことではないのですけれども、何をなすべきかを考えながら議論をするということだと思っております。済みません。

それについて、何か御見解がおありであれば、いいですか。

では、矢作先生。

○矢作構成員 慶應大学の矢作でございます。

幾つか聞きたいことも含めてなのですからけれども、まずは2つだけお伝えしたいと思ったのが、やはり、この会議は、こういったデータを利活用するに当たって、以前も私は申し上げましたけれども、加速していくためのものでなければいけないのではないかと思います。とめることの言いわけは、世の中、実はいっぱい既にある、とにかく解釈の相違を取り払う、それから、躊躇を取り払うということが、すごく大事なことだと思うのです。

先ほどの構成員からも話がありましたように、実態としてやっていくと、自治体側の条例を盾にして、データを出さない理由だけはいろいろ並べてくることがあって、例えば、私も医療のスタンスからすると、彼らは全然人を救ってくれない。でも、そのデータがあれば、人を救うことができたかもしれないと思うと、彼らは、絶対にその責任をとってくれないのです。

ということを含めて、やはり、そういった解釈の相違をうまく盾にされるようなことを一切排除してもらいたいというぐらいの、国主導でなければならないと思います。

従って、そのために、この会議があるのではないかと考えていますので、そこはぜひ力強く、みんなが手を取り合っというところだと思うのです。

もう一つが、躊躇を取り払うというところは、やはり、情報を取り扱うに当たって、私は、よくおばけ退治という言葉を使うのですけれども、存在もしないリスクという表現を使って、これをあたかも大義のように自己正当化する人たちがいらっしゃるわけですね。

民間企業は、逆に言ってみると、こういったところをある程度サポート、要するに、こういったことは全く問題ないのだという後押しがないと、なかなか一步を踏み出せないというところは、非常に多いと思います。

特に医療、健康というキーワードは、そのものがマジックワードでして、健康と言えど医療ではないねとか、その逆もしかりでと、これも非常にずるいやり方だなと思うのです。医療といったキーワードを持ち出した途端に、全てはなぜか医療従事者視点になっていて、患者視点から外れてしまっているという大きな問題についても、どうしても尻込みしてしまう部分が結構あるのです。

そういった視点も含めて考えていった場合に、やはり、現実問題として、先ほど申し上げたように、加速させていくためには、この範囲であれば全く問題ないのだということを含めて、さすがにメディカル・コントロールというところまでは言いづらいですけれども、一枚岩になって進めていかなければいけないこともあるのではないかと、非常に大きな問題として掲げたいと思います。

当然、真逆の意見もあるということは、よくよくわかった上で、あえて、こういった話をさせていただきます。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

ほかに、いかがですか。

どうぞ。

○関構成員 御説明いただいたことについて、幾つか質問とコメントをさせていただきます。

まず、情報銀行と情報信託機能についてですけれども、御説明にもありましたが、確認ですけれども、これは任意の制度で、例えば、自分が情報銀行だと手を挙げた企業がいたら、それにルールを適用するというを前提として、今、考えているという理解でよろしいですね。その先には、法制化も念頭に置いているという理解でよろしいでしょうか。

と言いますのは、みずからやるという事業者に対して、消費者に対して一定の安心感を与えるという意味で、このルールに乗っかってビジネスをやるということであれば、そのルールによる規制なり何なりというのが、かからしめてもいいのかなとは思っていますが、一方で、形式的にビジネスの形態が認定事業者以外についても認定事業者と同じようなサービス形態をとっているところはたくさんあると思いますので、恐らくいろいろなサービスが該当する可能性があるのではないかと。

そういったサービスについても広く義務が適用されるということは、ビジネスを阻害する懸念があるので、それは避けたほうがいいのかということ、そういう意味で法制化は慎重に考えるべきだと思っております。

そもそも、個人的には情報銀行がビジネスとして成立するというイメージが余りわからないので、余り積極的なコメントにならなくて申しわけないのですが、どちらかという、懸念を持っているという理解をしていただければと思います。

もう一つ、データポータビリティについてですけれども、これは、日本あるいは日本政府として、データポータビリティの仕組みは、何を目的として検討されているのかというのが、今一つよくわからない。

EUについては御説明にありましたように、データコントロール権とGAFA対策という2つだと理解をしておりますが、例えば、データコントロール権について言えば、日本では、それが権利として定着しているという状態では、まだまだないと思いますし、仮にそのためにあるということであれば、例えば、国とか自治体のサービスに対して、当然同じように適用されるべきだと思います。

また、GAFA対策ということについて考えると、日本の法令は、域外適用と執行ができないものがたくさんございますので、域外適用や執行ができないような法令で、仮にデータポータビリティの制度化をしたとすれば、海外の企業には何ら規制なく、国内の企業にだけ足かせをはめるということになるので、非常に問題だろうと思います。

また、データポータビリティの規制そのものにも、当然、いろんな副作用がございますし、こういったことについても、やはり慎重に考えるべきだろうと考えます。

以上です。

○安念主査 では、どうでしょうか、前者の情報銀行について、もし、法制化をしたとした場合のカバレッジみたいなことについてから伺ってみましょうか。

○飯倉調査官 ありがとうございます。

もし、した場合とおっしゃっていましたが、現時点では法制化を考えていません



ので、その辺の懸念はないかなと思っております。

○安念主査 では、ポータビリティは、いかがですか。

○松田課長（代理） 御質問、ありがとうございます。

今回の我々の調査は、あくまでGDPRの発効なども踏まえて、まず、一体海外で何が起きているのか、国内で基盤がどの程度整っているのかということ把握してみましようという趣旨での調査であります。

日本として、一体何を目的にデータポータビリティの仕組み化を考えているかという御質問と理解していますが、まだ、そこまでは検討会での結論にはなっておりません。少なくともEUのようにプライバシーが人権と並び立つような形に日本はなっていないというのは、御指摘のとおりかと思っておりますが、そういった哲学的な整理も、もし、制度化をするなら考える必要はあると思えますけれども、いずれにせよ、今回のデータポータビリティの調査に関しては、まず、具体的な制度化まで念頭に置いていないということ、改めて御回答させていただきたいと思えます。

○安念主査 では、橋田先生、どうぞ。

○橋田構成員 データポータビリティに関して2点ほど伺います。

まず、質問ですけれども、総務省さんの資料の5ページ、個人情報保護法28条に基づく請求というのがありますけれども、これは、個人情報保護法28条に基づく請求をして、かつデータは電子的にもらえるという話ですねという確認です。

その上で、先ほど新保先生から、官主導では必ずしもうまくいかない面があるというお話がありましたけれども、今、官主導でやるべきことというのは、先ほども2000個問題も含めて結構たくさんあるということ、それから、民主導でやったほうが良さそうなこと、2つこれからお話をします。

1つ、官主導で進めたい話としては、この会議に残念ながらいらっしやいませんけれども、文部科学省さんから、6月の初めに「Society 5.0における人材育成」というレポートが出ていまして、そこで一種のPDSをやろうということが書かれているのです。

それに先だって、2020年度の大学入試から新制度になる、いろいろ言われていますけれども、その1つとして、受験生は、高校3年間在学中の課外活動等の記録をeポートフォリオという仕組みを使って電子データとして用意しておいて、それを大学への出願時に提出して、大学は、それも見て総合的に可否を判断してくださいねという方針を文部科学省さんのほうから出しています。

東大などは内申書ですらほぼ無視するのですけれども、A0入試とかをされている大学も多いし、かなり多くの大学の入試においては非常に重要だろうと思えます。

そうなってくると、高校では、校務系システム、つまり、成績等を管理するシステムと、eポートフォリオを連携させた上で、先生方が調査書、いわゆる内申書を校務系システムでつくる。そのときにeポートフォリオや成績のデータも取り入れながら内申書をつくるという業務が発生しますので、その電子的な連携ができないと、仕事にならないわけです。

ところが、去年の10月に文部科学省から出されている教育データのセキュリティーに関するガイドラインを見ると、その連携を原則としてやってはいかんみたいなことが書かれていたりして、今、全国の高校とか、教育委員会が頭を抱えているという状況があります。

しかし実は、PDSをうまく使えば、ガイドラインを完全に満たして、かつ、業務に必要なデータ連携もできるのだということを、最近検討をいたしました。そのプレス発表を8月の27日にやる予定で、後で御案内を差し上げます。ところが、高校の大半は都道府県立高校ですので、都道府県の教育委員会として、電子的な結合をしなければいけないとなると、先ほどの2000個問題が出てきます。ほとんどの都道府県では、個人情報のオンライン結合を必ずしも禁止はしていないので、うまくやれば個人情報保護審査会を通ると思うのですが、うまくいかないところもあるのではないかと懸念があります。

これは、高校、大学の接続が子供たちの進学あるいは就職のためにぜひとも必要であるという大義名分がありますし、何とか国がてこ入れしてでも校務系システムとeポートフォリオの間のオンライン接続はぜひ実現していただきたいと考えています。

そのときに、成績表みたいなデータもそうですし、eポートフォリオのデータもそうですけれども、そのデータについては、誰がどう考えてもポータビリティが必須だということが、教育者の良識等に照らして明らかだと思うのです。そのあたり、文科省さんとも連携をして、特に、これから始まろうとしているeポートフォリオとか、それから、さっきのSociety 5.0という文脈の中では、eポートフォリオを拡張した「スタディ・ログ」という仕組みを考えていて、それは、明らかに1つのPDSだと思うのですが、そういう教育学習データのポータビリティに関しては、これを担保すべしという方向で、ぜひ政府は主導していただきたいと考えております。それが技術的に可能であるということは確認いたしましたので、それを御参照くだされば幸いです。それが1つ。

もう一つは、これは、民主導でやったほうがいいたろうと思うのですが、データポータビリティはそもそも何のためかということについては、例えば、ヨーロッパであれば、やはり、人権の担保ということが一番大きくて、アメリカはどうだかわかりませんが、日本は、さらにそれがよくわからない。何のためという哲学がややあやふやな感じがするわけですが、そこは飛ばしておいても、データポータビリティによって、個人が自分のデータを自由に使えるようになれば、明らかに世の中全体でパーソナルデータの活用が盛んになるはずで

そうならば、やはり、世の中全体で、いろんな事業者さんの収益の合計は増えるはずで

す。一方、データポータビリティに応じて、我が社がお客さんに電子データを渡したのだけれども、お客さんがそのデータを使って、競合他社から何かを買ってしまったとか、そういうふうなことが起こって、我が社としては、機会損失ではないかというふうなことを多くの事業者さんは懸念されているのだと思います。しかし、いや、そんな心配はないよということが明確に言えれば、みんな喜んでデータを出してくれるはずですね。

では、どうやってその心配をなくすかという、世の中全体で事業者さんの収益の合計

が増えるというとき、その収益の増大に貢献したのは誰かという、データを出した事業者さんですね。だから、その収益増大に対する貢献度に応じて分け前をもらえるというようなエコシステムができれば、データをお客さんに渡すことによって儲かるということになる。恐らくそれは、法律でやれという話ではなくて、民間でそういうふうなエコシステムをつくるという話になるのだろうと考えています。

というようなことを、私が座長をしていた、先ほど御紹介のあった検討会でも少しお話をしたことがあるのですけれども、改めて、この場で公開される議事録に載るということをお話をしておきたいと思いました。

とりあえず、以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

一番最初の個人情報保護法の解釈については、いかがですか。これは、どなたにお答えをいただくのがいいのだろうか。総務省さんが一番いいのかな。

○橋田構成員 いや、個人情報保護法の解釈ではなくて、先ほどの情報信託のガイドラインにおける意味づけです。個人情報保護法よりも一步踏み込んで電子的に返しなさいと言っているのですねと。

○安念主査 その点。

○飯倉調査官 そのとおりです。

○安念主査 そうでないという意味がないですね。ありがとうございました。

どうぞ。

○宍戸構成員 東京大学の宍戸です。

情報銀行、情報信託機能のガイドラインの取りまとめの主査を仰せつかりましたので、1点、今の橋田先生の御質問に補足をさせていただきたいと思います。

そのとおりなのですが、念のためガイドラインの関連する部分を御紹介いたしますと、情報銀行に委任した個人情報の開示等ということで、簡易迅速で本人に負担のないユーザーインターフェースにより、こういう個人データの開示が請求できるようにする。それは、もちろん、個人情報保護法上の請求なのですけれども、そういったユーザーインターフェースを使って、簡単にぱっとデータが見られる、あるいはダウンロードできるという仕組みを提供することを情報信託機能を提供する事業者の認定の要件としたものでございます。

具体的な例示として、例えば、情報銀行を営む事業者が、本人から提供された情報で、情報銀行として取り扱う範囲のデータについて、本人確認によりログインしたサイト上で一括して閲覧、ダウンロードできる仕組みというものが考えられるという例示を置いているところでございます。

以上でございます。

○安念主査 ありがとうございます。明確になりました。

根本構成員、どうぞ。

○根本構成員 ありがとうございます。

まず、データ流通・活用ワーキンググループの組織図を拝見して、大分整理していただいておりますと言うと同時に、もう少し何とかありませんでしたでしょうかという率直な感想を申し上げた上で、でも、ありがとうございますというところからスタートさせていただきたいと思っております。

この場で何をやるのかというお話が出ました。ほかに書いてあることは、なるべくやらないほうがいいのだろうなというところから考えると、オープンデータ、地方、デジタルガバメントについてはみんな別でやることになっておりますので、今度は、本当に情報銀行以外に何かあるのだろうかというような気がいたします。

ただ、全体として促進を目指すのだということで申しますと、これまで私がかかわってきた観点から、やはり、社会的な受容性をどうやって高めるかと、そうでないと、流通もしないということでした。

現時点で流通しているデータあるいは誰の目にも触れるデータ、パブリックドメインと言ってもいいと思いますけれども、そういうデータで、一番センシティブなものはどこにあるだろうかということを考えますと、登記簿謄本は誰でも見ることができますので、私の住んでいる家を、私がいつ、誰から買い、幾ら借金をして、どの銀行から借金をしているかということも、この場におられる皆様、誰でもごらんになれるという状況でございますし、私が所有している車のデータについては、このどなたでも見られるというのが、この国の制度的なレベル感なのだと思います。

一方、それが本当に誰でもわかることになっているのだということが、社会的に認知されているかどうかということが非常に心配なところでございまして、本来、そういうところまで開示しても問題はないというのが、この国の社会制度のなり立ちだと思っておりますので、そこに対する理解を深めていく活動をしていくことも、1つ対象に挙げてよろしいのではないかと感じております。

それから、先ほど地方のことはと言ってしまったけれども、例えば、行政サービスのID化という問題は、ほかのところでも多少議論をされておりました。実は、官のデータというのは、非常に使い勝手のいいところもあるのですけれども、各法令に基づくサービスが、どこで、誰がどういうふうに使っているのか全くわからないというところがございます。

そういったところで、オープン化に向けての流通のベースをつくるという意味で、オープン化に向けての検討というのもあってよろしいのではないかと感じております。

それから、先ほど少し出ておりましたGDPRの関係でございますけれども、DG Justiceが起案したGDPRにつきましては、私が知る限り、各国のエンフォースメントを行う当局のほうは、その執行においてかなり悩んでいるということ、實際上、これが執行できるだろうかという悩みすら抱えているのではないかと感じております。

実際、例外措置のつくり方というのは、各国それぞれになりかねない状況があると思っておりますし、GDPRが一番すばらしいのだというような形の御意見も散見されるところでありますが、必ずしもそうではないというところを、我々としては認識すべきだろうと思っております。

さらに、問題として、欧州委員会が出しておられるもので、通商協定を結ぶにあたり織り込むことを明らかにしている条文があるのですけれども、そこに、明らかにデータの囲い込みを容認するような表現ぶりになっている条項がございます。これは、全世界の越境データ流通を阻害する方向のものでしかありません。日本としては、絶対にそういうものにはくみしてはならないと思っておりますし、データに国境を設けることの愚を日本としては絶対にやってはならないと思っておりますし、それについては、全世界のデータ流通も促進するというところで、国内に閉じる話ではありませんので、ぜひ、そこにも配慮した流通・活用であっていただきたいと思っております。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

では、原先生。

○原構成員 東京大学の原と申します。

今回の検討会は、前回の中間取りまとめ後の世の中の動きや官公庁の動きを踏まえての検討会だと認識しています。

中間取りまとめのときには、ある種の理想論、例えば、こう二つに分類できるというような形で進めてきました。この検討会の第一の目的は、そうした分類を実務的に検討していく中で新しく生じた論点や依然として残っている論点などをまずすくい上げて、アプローチしていくことだと思っております。

今、申し上げた内容に関係するところが、総務省さんから御提示いただいた10枚目の認定対象の資料の中にありました。同意の方法について、情報銀行の区分で当初想定していた①だけではなく、いろいろと検討していく中で②も考慮し、②-1も認定対象に含めたという点が非常に印象的でした。

先ほど申し上げましたように、これまでの議論は、全てを委託する情報銀行と、PDSのような個人主体の運用との二分類だったわけですが、実際に認定するにあたっては、それに沿った仕切りだけを設けてしまうと、認定を受けた事業者が、今後の活動をしにくくなったり、事業が拡大しづらくなったりしてしまう懸念があるということで、①だけの点線ではなく②-1の実線まで対象を含めたところがポイントと思っています。

また、この実線が示す拡大された内容は、認定を受けた事業者からの提案を受けて、個人が情報の提供先を選択していくというような話だったと思います。

これは、経産省さんのデータポータビリティの話にありましたが、スマート・ディスクリージャーが掲げている「消費者の製品やサービスに対する選択能力を高める」という目的と非常に合致しています。

私たちが情報銀行やPDSという二項対立的な分類をしたときには、選択能力が高い人はPDSを使い、そうではない多数の人は情報銀行に委託するという区分でありましたが、実際にはそれらは連続的なものとして捉えた方がよく、事業者からの提案を経て個人の選択能力を高めていくような余地をいかに残すか、かつ、それが実務的に事業者の人にとっての競争力や今後の事業拡大にもつながっていくというところが、この話のポイントだろうと思っています。

これは、中間取りまとめの段階にはなかった新たな論点として、非常に大事な部分かと思いました。

それを踏まえての質問ですが、総務省さんにおかれましては、今お話ししたような認定対象での議論なども含めて、新たに出てきた論点が他にもしあれば教えていただきたいと思えます。

経産省さんにも質問です。今回の資料はデータポータビリティが主な内容だったために中間業者という表現にとどめていたと思います。情報銀行やPDSなどの様々な中間的な役割を担うプレイヤーを考えたときに、中間とりまとめなどで述べられていなかったような内容や機能が議論されてきたかどうかについて教えていただければと思います。

以上です。

○安念主査 総務省さんから、どうぞ。

○飯倉調査官 ありがとうございます。

新たな論点というと、個人的に思ったのは、プロファイリングについて、どこまで社会として許容できるのかなというのが、委員の方との話し合いの中で、問題意識が少しありました。

特に個人情報でなくても、匿名加工情報であっても、ある程度個人が特定できてしまうというところが、どうしても今の技術からすると出てきているので、そういうふうなものうち、個人が想定していないもの、望んでいないもの、そういったものをどういうふうにして認定の仕組みの中で排除していくのかというのは、問題意識としては持ちました。

とはいえ、プロファイリングしてはだめと言うと、情報銀行のような構想自体がだめになってしまうので、そうではなくて、個人が望まないものをどう排除していくかという観点で、先ほどお話をさせていただいた倫理委員会というものを個人情報それぞれでしっかり設けていただいて、データの利活用についてしっかりチェックをしていただく、こういう作業をきっちりすることが大切かなと思いましたが、個人情報の第三者提供をどういうふうな目的で使うかというところの、同意取得のところ、これは、個人情報保護そのものですけれども、同意を取得するに当たって、しっかり目的、何を使うか、個人の便益は何であるか、そのあたりのイメージをしっかりするということが、このあたりが非常に大切なことかなと思いました。

○安念主査 お願いします。

○松田課長（代理） 御質問ありがとうございます。

まず、この検討会の中では、中間業者というものの存在が果たす役割というか、その認識が図られたというのは、まずは1つ、予想外とまでは言わないですけれども、あったかなと思います。

それは、つまり、これからもIoT化、電子化の拡大によって、個人データが、とにかく膨大に膨らんでくると、それを個人が全て判断して、処理だったり、移転だったりをやっていくというのは、どうしても物理的あるいは情報量の限界があるのではないかと思われま

すが、その間に入る中間業者の存在・機能というものが求められるのではないかという議論が、当初の予想を超えてあったのかなと考えてございます。

経産省の資料の18ページ目の中でも、少し中間業者について、こういう議論がありましたということを紹介させていただいておりますが、まさに、安全性、信頼性、機能性などの観点でどんな機能が求められるのかといった論点が、もし、本当にデータポータビリティの仕組みを実装しようと思ったときには、官民で議論をしていくということが必要になるのではないかと思います。

比較的、情報信託機能の話と近いような論点もなくはないのですが、中間的な業者の機能として、こういうセキュリティー、トレーサビリティーみたいなものをきちんと議論して、消費者の納得のいく形で整理するということが議論の対象としてあるべきではないかと思います。

○安念主査 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

では、林先生、どうぞ。

○林構成員 ありがとうございます。

データポータビリティについて意見と質問をさせていただきたいと思います。

先ほど来、日本のデータポータビリティについての哲学的に極めたものはないというお話がありましたが、ヨーロッパが人権のように位置づけているのが、むしろ世界の中では際立っているところであって、我が国においては、官民データ活用推進基本法の12条において多様な主体の個人に関する官民データを当該個人の関与のもとで適正に活用することができるようにするための基盤の整備、その他の必要な措置を講じるものとするという基本法における考え方の整理は既にできているわけですから、これに基づいて、各方面での具体化の法整備をしていくということが求められているのだと思います。

橋田先生座長のデータポータビリティの調査検討の会議にも参加させていただいて、アンケートを含め、また、各国制度の調査を含め、改めて私自身も、データポータビリティという考え方、一旦個人に戻し、本人に戻し、本人の利用インセンティブを対価として本人の同意のもとで提供するように仕組みをつくるということが、このデータ活用にとっては、現状における最適解ではないかと痛感しております。

その中で、特にヘルスケアデータについては、我々国民のニーズの高いところであり、

先ほど、高木室長様から御紹介のあった資料4-3のマイナポータルを通じた特定健診データの提供に関する取り組みというのは、一刻のおくれもなく実現させなければいけないものだと思っております。

これに関して、まず、厚労省の高木様に質問なのですが、この資料4-3では、特定健診データの提供ということで書かれておりますが、2021年4月から特定健診データについては、こういう取り組みが実現するというので大変期待しておりますが、特定健診データ、この資料の5ページに、血圧とか身長とかが書かれていますが、そういった健診データ以外の医療データについては、今後、我が国としてはどのような取り組みをされるのか、それをまずお伺いしたいと思います。

それから、総務省様にもう一点お伺いしたいのですが、先ほど来、ほかの新保委員とか、矢作委員からもお話がありましたように、個人データの問題になりますと、総論賛成でも各論、実施になりますと、2000個問題に近いような問題が常に出てまいります。

例えば、卑近なところで言えば、保育所申請に当たっての企業の就労証明書の書式ばらばら問題などは、IT本部がお取り組みになって、規制改革会議でも3年前から、もう実現するだろうということで苦労してまいったのですが、いまだに自治体アンケートなどをとると、全くどこの話だというような状況で、けんもほろろでございます。

私も子供を保育所で2人育てましたけれども、どの保育所に入れるのかは、本当に死活問題でして、仕事に戻れるかどうか、その前の申請書を出すところで必要な企業からの保育所申請、就労証明書がいつもらえるのかというのが、その企業においても大変なマンパワーを割いてやっている。これだけニーズが明らかなことについて、IT本部があれだけ取り組んでくださっても進まないというくらい自治体でのばらばら問題は根深いものです。

今回、厚労省がこのように進める仕組みというのは、本人同意のもとで支払基金とか、国保に運用を委託するというものですので、決してストップがかかるような性質のものではないと思うので、ここで、総務省様に、この4-3のシステムを国が統一的に進めるに当たって、自治体ごとに判断がばらばらになったりしないよということの確認をとりたいと思います。

以上です。

○安念主査 では、まず、厚労省さんから。

○高木室長 ありがとうございます。

特定健診データは、加入者が移った後の保険者は、前の保険者に対して、そのデータの提供を求めることができると法律で規定されています。求められた保険者は出さなければならないと規定されていまして、こうした保険者間のデータの連携が、法律上、手当されていますが、実際は紙か媒体に焼きつけてやりとりする形になっています。例えば、協会けんぽから市町村国保に移ったときに、市町村国保で前の健診データを照会したい、これに対応するため、保険者が共同で支払基金・国保中央会に委託します。高齢者医療確保法で、こうした業務を支払基金ができることが規定されています。



先生おっしゃるとおり、自治体の結合問題については、今回の仕組みはクラウドを想定していますが、今も閉域のオンライン請求ネットワークで、全ての保険者が支払基金・国保中央会とつながっていますので、今、使っている仕組みと変わらない、クラウドの方がセキュリティ上も、むしろ安全だと説明しながら、市町村に理解を求めているところです。

特定健診データ以外については、例えば、乳幼児健診・妊婦健診の情報は電子化していくなど検討中ですが、特定健診は、既にデータ化されていて、2008年から既に10年の実績があり、匿名化されたデータですが、既に2億3,000万件が厚生労働省のNDBにあります。これを匿名化前の段階で管理することで、保険者の手間も今までと変わらない。むしろ、保険者に代わって、支払基金・国保中央会で匿名化して国に登録する仕組みにすることで、コスト負担を含めて、動かせるようにしていることを考えますと、特定健診データ以外まで、当然やっていかないといけない問題だと考えておりますが、この仕組みができれば、データの閲覧の仕組みを活用していくことも可能と思われますし、まずは、この仕組みを作っていくことが、これは遅れないようにしっかりとやりたいと思っておりますので、引き続き、御指導ください。

○飯倉調査官 一般論で言いますと、総務省は何を取り組んでいるかということ、実部局さんとも協力しながらものの標準化、技術の仕様を統一化することと、標準化すること、それで使いやすいものを、こういうふうにするコストがかからずにつくれますよというものを自治体さんにお示しをさせていただいて、その普及というものを進めているというのが現実です。

ただ、そういうものの普及の度合いといいますと、これも一般論ですけれども、一から新しいものをつくるというときには、なかなか成功しているというものもあったように聞いたことがあると思うのですけれども、特にもともとあるものについて手を入れるというのは、それぞれ個別の自治体さんの最適化と、全体の最適化というのがかみ合っていないと思っております、そこは、林先生が御指摘のとおり、僕もその問題意識は持っています。なぜかみ合わないかということ、新保先生がおっしゃっていたような地方自治の本旨との兼ね合いがあるからではないかと思えます。

ここから先は、まさにこの検討会の議論のなすところかなと思っております、とりあえず、ここまでしか、私は言うことができないと思えます。

○林構成員 ありがとうございます。

安念先生、ぜひ、よろしく願います。

○安念主査 いやいや。時間が押してきました。森先生、ちょっと簡潔にお願いできれば幸いです。

○森構成員 ありがとうございます。

冒頭に矢作先生の存在しないリスクを引き合いに出してデータを提供しない自治体等がけしからぬというお話を聞きまして、この検討会は、そういう検討会だったなというのを

懐かしく思い出しました。

申し上げたいのは、それではなくて、ポータビリティなのですから、先生方からいろいろお話がありました、先ほど林先生がおっしゃいましたとおり、本人のもとに一旦戻すということについては、これは全然全く争いのない話だと思っていまして、そうだとすると、もともとのポータビリティの目的ということについては、いろんな御意見があっても、制度としてたてつける場合には、それは、本人の権利として、本人が事業者に請求して渡してくださいと、これまでの個人情報保護法の28条の開示請求プラス、それを構造化された機械可読形式のものでくださいねということに、それはなるのだろうと思います。

ただ、法制化のときの懸念ということで、関さんからも少しお話があったと思いますけれども、御懸念は、いろいろごもっともだと思いますし、私も慎重になるべきところは幾つかあるのかなと思っておりますけれども、それはそうとして、御懸念のうちの1つ、域外適用の問題です。海外の事業者を提供できるのかと、日本の事業者だけに負担になるのではないのかということについては、日本の個人情報保護法も域外適用規定を持っておりますし、そこについてはGDPRとそれほど変わらない中身ではないかと思っておりますので、日本語でサービスをするような海外の事業者が個人情報の取り扱いをする場合には、取り扱いが、たとえ海外で行われた場合であっても個人情報保護法の適用があるということだと思います。

問題は、適用できるというルールにはなっているわけですが、それを法執行するかどうかです。それが非常に重要で、これは至るところで海外事業者に対する法執行というのは問題になっていまして、別にこの場面だけではなくて、いろんなプラットフォームであれ、IoTであれ、それは全てにおいて重要なことですので、海外事業者に対する法執行ということは、ここでも重要な課題であると申し上げておきたいと思っております。

○安念主査 どうもありがとうございました。

では、最後に、どうぞ。

○宍戸構成員 余り長くお話しすると怒られますので、本当に簡潔に3点申し上げたいと思います。

1点目は、先ほど原先生から御質問がありました情報信託機能の検討会で、どういう問題がほかに出てきたかということを中心に2点御紹介したいと思います。

1点目は、利用者のコントローラビリティの確保ということに関して、例えば、利用者が情報銀行に情報の取り扱いを委任していたけれども、それについて同意を撤回するといったときの、その撤回というのは一体何を意味するのか、あるいはどこまでなのか。つまり、情報銀行は、これ以上取り扱わないということなのか、情報銀行が提供した先に、これ以上変な取り扱いをしないということを言えばいいのか、そうではなく、情報銀行経由で渡った先のところで情報が消えるというところまで確保しなければいけないのか、このあたりが多分、競争領域だというのが基本的に検討会の整理で、必ずしも認定の要件として強いものを課しているわけではないということですが、例えば、こういった

点が個人のコントロールビリティを確保するために情報信託機能というものが生まれるのだという観点からすると、今後、ますます御議論いただくべきことだろうと思います。

また、選択の幅ということでございますけれども、ユーザーが情報銀行に情報の取り扱いを委任するときに、そこで、いわば丸投げ的な形になるのか、あの会社には出さないでくれというような、かなり個々の事業者ぐらいにまでのコントロールができるようにするのか、それとも、その真ん中ぐらいの観光領域だったら出してもいいけれども、ヘルス領域だと出すのは困るというようなことにするのかというのも、かなりユーザーインターフェースと情報銀行の競争のあり方にかかわることだと思いますので、このあたりも、今後、情報信託機能の実証実験とかの様子を見ながら詰めていく必要があるだろうという話でございます。

もう一つの点は、これは、情報銀行の本来外側の問題なのかもしれないですけれども、とりわけデータ取引市場と情報銀行との間の連結というのをどう考えるかという問題が議論されました。

一応、先ほど原先生から御指摘をいただきましたように、PDSと情報銀行というものの中間領域的なものがある、そのことを認定においては考えたわけですが、その先で、情報銀行がデータを出す。そして、それがデータ取引市場で取引されるというときに、データ取引市場において、この情報銀行から出てくる情報というのは、真正性であるとか、質が高いということを確認できるような情報銀行であってくれれば、データ取引市場としては安心であるというようなお話があり、また、この点も今後、デ協さんなどと一緒に御議論をいただければいいかと思っております。

というのが、大きな話の1点目でございます。

あと、残り2点は簡潔に申し上げますが、1点目は、先ほどデータ保護の権利は基本的人権かどうかというお話がございましたけれども、このあたりは、余り憲法論以前の問題ですが、そもそもデータ保護の権利を基本的人権にするといったときの、その向かう相手は、事業者以前に国家権力であるべきものでございます。

この点、幸いにして、今回GDPRについて、充分性認定がとれる見込みだと、新保先生が頑張った、あとは委員会が頑張られたということでございますけれども、進んで、やはり、公的部門における個人情報保護と、それから、その監督のあり方、具体的には、個人情報保護委員会の監督体制が、現在、民にしか基本的に及ばないということで本当にいいのか、これは、データの流通・利活用を進める上で本当にこのままでいいのかということは、やはり、今後の個人情報保護法の改正の中で考えていかなければいけない論点であります。

また、海外事業者に対する法執行の話は、先ほどございましたけれども、そうであるとすれば、個人情報保護委員会が海外事業者に対してエンフォースメントの権限をより強く持つ、具体的には課徴金の問題をどうするのかといったようなパーソナルデータの制度改正大綱のときに宿題になってきた論点というものを、今後、いろんな局面で議論をすると。例えば、ここで言えば、データの利活用あるいは流通の促進という観点から見たときに、

あそこで出ていた宿題というのはどうなのだろうかという御議論をいただきたいというのが2点目でございます。

3点目でございますけれども、地方公共団体における個人情報データの利活用の問題というのは、実は、これはまた総務省の別の部局におきまして、いろいろ議論いたしまして、地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブックVer1.0というものを6月に公表して、私もそれにかかわったところでございます。

そこでは、地方公共団体でそれぞれの条例が違うけれども、ちゃんと自分たちの持っているデータなりデータベースがどういう個人情報に当たって、どういうふうに考えれば使えるのだろうかといったようなことについてのチャートのようなものをつくったりして、もちろん、これがまだ地方公共団体における、一気にデータ流通が進むということについては不十分だと思いますけれども、そういったものの取り組みもしている。そして、そういった取り組みの実効性とか、そこにどういったことを取り組んでいくか。

例えば、各地方公共団体の個人情報保護審議会の委員の先生方とかが、どういった問題を考えて判断していただければいいのか、そういったことについての、何か考慮要素のようなものを示していくといったようなこともデータの流通・活用というものを進める上で、地道ではありますけれども、必要な取り組みかと思えます。

長くなりましたが、以上でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、三輪政府CIOより、一言御挨拶を頂戴いたします。

○三輪政府CIO 三輪でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

突然来ましたので、一言だけですけれども、勝手なことを言うかもしれません。

1つ、この組織法は、先ほど言われたけれども、私もこちらに来まして全くわからないので、これの前からずっと変えていっているのですけれども、今は皆さん持つておられないかな、この辺まで変わってきて、また後ほど出ると思いますけれども、それでもよくわからない。

もう一つ思ったのは、これを見ていて、どこが何をしているのかがよくわからなくて、そうしたら、あれはしているのと言ったら、どこもやっていないとか、そういうのがこれでわかりますので、こんな絵ぐらいではなくて、データ活用1つにしても、何かをやりたいというのは、どういう組織でやるのだというところは、やはり、大事なところだと思うので、私のできる範囲で、こういうところは、私も見ていきたいと思えます。

もう一つだけ、印象だけ持ったのは、このデータ活用に関して、短い時間ですけれども、少しだけ話を聞いて思ったのは、やはり、いつかはどんなデータ活用が人のために役に立つのかなと、その辺の議論までいきたいなど、個人情報のデータ活用をするために、その環境をしっかりとつくるというのは非常に大事なことのだけれども、結局、どう使ったら、医療のデータなどはわかりやすいと思うのですけれども、そういう議論までいったらいいのになど、それと、情報は個人情報だけではないなという気持ちは、これは前CIOの遠藤さ

んも言っておられることなのですから、それまでに大事なことはたくさんあるので、それもしっかりやっていかなければいけないかもしれませんけれども、そっこのほうまで行くように、私も、私の力でできる限りのことはやりたいと思いますので、これからどうぞ、よろしくをお願いします。

以上です。

○安念主査 それでは、事務局からお願いします。

○吉田主査 ありがとうございます。

本日、構成員の皆様方からいただいた御意見、たくさん、今後の検討、それから課題の整理につながる御意見をいただいたとっております。こういったものを整理して、次回以降の議論につなげていきたいとっております。

第2回は、日にちは決まっております、皆様の御予定を調整させていただきまして、9月11日火曜日の開催を予定しております。次回以降、今回、官からのプレゼンテーションでございましたので、民の取り組みを中心にプレゼンテーションをお願いして、また、議論を深めていきたいと思っております。

以上です。

○安念主査 何を議論すればよろしいのかという、最初の橋田先生の御心配がございましたが、とても御心配には及ばぬくらい盛りだくさんの課題を抽出していただきました。

本当にきょうは、ありがとうございます。